

財務局「週休2日交替制工事」実施要領

1. 目的

本実施要領は、財務局建築保全部の発注する工事において、発注者が週休2日に取り組むことを指定する「週休2日交替制工事」の労務費補正等の必要な事項を定め、受注者が技術者及び技能労働者の休日を任意に設定し、週休2日に取組むことを目的とする。

2. 用語の定義

(1) 週休2日

対象期間において、技術者及び技能労働者が4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完了日までの期間をいう。

(3) 従事期間

技術者及び技能労働者が、現場に最初に従事した日から、最後に従事した日までをいう。なお、期間内に現場に従事しない期間がある場合は、その期間は従事期間に含まないものとするほか、受発注者間の協議により、従事期間について適宜設定することができる。

(4) 4週8休以上

従事期間に対する技術者及び技能労働者の休日日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

(5) 交替制

対象期間において、週休2日を交替で行ったと認められる状態をいう。

(6) 技術者及び技能労働者

施工体制台帳上の元請及び下請技術者等のことをいう。

3. 対象工事

工事内容及び施設の実情等により「週休2日促進工事」が馴染まない工事を対象とする。この場合、対象工事である旨等の明示は、工事特記仕様書に記載するものとする。

なお、適用に当たっては、事前に技術管理課と協議すること。

また、令和6年3月31日以前に契約された工事のうち、「週休2日モデル工事」及び「受注者希望型週休2日モデル工事」以外の営繕工事（以下、既契約工事という。）を対象とし、受注者が「週休2日交替制工事」を希望した場合に本実施要領を適用する。この場合、本実施要領「2. 用語の定義 (2)対象期間」における「工事着手日」は「本実施要領を適用した日」と読み替える。

4. 積算方法等

(1) 補正方法

対象期間において、以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価と、市場単価及び建設資材定期刊行物の掲載価格（市場単価以外の材工単価）（以下「市場単価等」という。）の労務費）を補正する。

ア 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数 1.05 を乗じて補正する。

イ 市場単価等

市場単価等は、表 1 から表 3 の補正率を乗じ、単価を補正する。なお、新築、改築及び全館無人改修の場合は新営補正率、執務並行改修の場合は執務並行改修補正率を用いて補正すること。

(2) 積算及び変更方法

4 週 8 休以上を前提に、(1)により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。交替制の達成状況を確認し、4 週 8 休に満たない場合、工事請負契約書第 23 条の規定に基づき契約金額のうち労務費補正分を減額変更する。また、既契約工事において、「週休 2 日交替制工事」に取り組む場合は、令和 6 年 4 月 1 日以降を基準とした残工事に対して、(1)により労務費を補正して増額変更する。

5. 交替制の確認方法

- (1) 受注者は技術者及び技能労働者の休日確保するための具体的な施工体制の内容や休日確保状況の確認方法を監督員に提示する。
- (2) 受注者は工事の進捗に合わせ適宜、(1)で定めた技術者及び技能労働者の休日確保状況及び休日率を監督員に報告する。

6. 留意事項

- (1) 交替制の実施状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- (2) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
- (3) 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間や概成工期を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。また、受注者は、他業種への工期のしわ寄せが生じないように、概成工期を考慮したうえで実施工程表を作成すること。
- (4) 監督員は、統括安全衛生責任者等を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならない

ことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者等を選任している受注者が不在となる場合の体制について必要な調整を行う。

- (5) 週休2日交替制工事の見える化として、施設管理者の承諾を前提に週休2日交替制工事である旨を仮囲い、現場事務所の入り口、作業員詰所等に明示する。
- (6) 全体工期のしわ寄せがないよう、関連工事の適正な施工期間を確保するなど、適正な工期を設定する。
- (7) 工期や契約金額等について、下請へのしわ寄せが生じることのないよう、下請契約の見積りに当たっては、見積り条件に「本工事は、労務費の補正を行う「週休2日交替制工事」である」旨が明記してあることを、施工体制台帳等（下請との契約書の写し、下請契約の見積書等）により監督員が確認する。

7. その他

週休2日交替制工事について、アンケート等を実施する場合は協力すること。

附則（令和5年12月18日付5財建技第232号）

本実施要領は、令和6年4月1日から適用する。

表 1 市場単価等の補正率（建築工事）

工 種	新営補正率	執務並行改修補正率
仮設工事	1.03	1.03
土工事	1.03	1.03
地業工事	1.03	1.03
鉄筋工事	1.04	1.04
コンクリート工事	1.04	1.04
型枠工事	1.03	1.03
鉄骨工事	1.04	1.04
既製コンクリート	1.03	1.03
防水工事	1.02	1.09
防水工事（シーリング）	1.04	1.17
石工事	1.02	1.02
タイル工事	1.03	1.03
木工事	1.02	1.02
屋根及びとい	1.02	1.02
金属工事	1.02	1.11
左官工事（仕上塗材仕上）	1.04	1.04
左官工事（仕上塗材仕上以外）	1.04	1.18
建具（ガラス）	1.02	1.12
建具（シーリング）	1.04	1.19
塗装工事	1.04	1.18
内外装工事	1.03	1.15
内外装工事（ビニル系床材）	1.02	1.10
ユニットその他	1.01	1.01
排水工事	1.03	1.03
舗装工事	1.02	1.02
植栽及び屋上緑化	1.03	1.03
解体工事	1.03	1.03
解体工事（内装材）	1.05	1.05
撤去工事	1.05	1.05

表 2 市場単価等の補正率（電気設備工事）

工 種	摘 要	新営補正率	執務並行改修補正率
配管工事	電線管、2 種金属線び及び同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21
	ブルボックス	1.02	1.15
	ブルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20
電動機その他接続工事	金属可とう電線管	1.03	1.17
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票（金属製）	1.03	1.03

表 3 市場単価等の補正率（機械設備工事）

工 種	摘 要	新営補正率	執務並行改修補正率
保温工事	配管用	1.03	1.18
	ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具	取付手間のみ	1.04	1.25